

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）（第一条関係）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） (1)〇(122)（略） (123)〇三〇ブロモ一〇一（三〇クロロピリジン一〇一イル）一〇N一 「四〇シアノ一〇二〇メチル一〇六」（メチルカルバモイル）フエ ニル一〇一H一〇ピラゾール一〇五一カルボキサミド（別名シアン トラニプロール）及びこれを含有する製剤 (124)〇 (146)〇（略） 十二〇六十七（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） (1)〇(122)（略） (123)〇 (145)〇（略） 十二〇六十七（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）